

東京都貨物輸送評価制度要綱

制定 平成25年4月9日付25環車計第21号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組による燃費削減努力を評価し、東京都内で貨物自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与することを目的として東京都貨物輸送評価制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者（以下「特定貨物自動車運送事業者」という。）及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）をいう。
- (2) 「貨物自動車」とは、貨物自動車運送事業者が、事業の用に供する自動車をいう。
- (3) 「実走行燃費」とは、燃費管理記録（貨物自動車を運転する者（以下「ドライバー」という。）が自ら行う、燃料給油（軽油の給油、その他燃料を貨物自動車に供給することをいう。以下同じ。）の量の記録及び燃料給油ごとの走行距離の記録をいう。以下同じ。）に基づき算出された自動車の燃費をいう。

第2章 評価対象等

(評価対象事業者)

第3条 評価の対象となる事業者（以下「評価対象事業者」という。）は、東京都内に、又は東京都内から貨物を運送する貨物自動車運送事業者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第18条第1項に規定する運行管理者等がドライバーに対して、燃料給油の量及び走行距離に関するデータの収集及び分析並びにエコドライブを実践するための継続的な教育訓練、指導等を行う体制を構築している者であること。
- (2) 前号の体制を構築していることの根拠として、実走行燃費のデータベースの構築及

び定期的な指導等の実施状況その他具体的な取組の実績等を明示できる者であること。

- (3) 評価対象事業者が使用する全ての貨物自動車について、第5条に規定する評価対象期間における燃費管理記録を、燃費管理記録シート（別記第1号様式）により提出できる者であること。

（評価対象自動車）

第4条 評価の対象となる貨物自動車（以下「評価対象自動車」という。）は、評価対象事業者が使用する全ての貨物自動車のうち、別表2の評価グループ（燃料種、車体の形状、重量区分及び種別）に該当する貨物自動車とする。

（評価対象期間）

第5条 評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、第8条の規定による申請を行う年度の前年度の1年間とする。ただし、増車、減車、自動車の代替等のため、使用期間が1年間に満たない貨物自動車にあつては、当該貨物自動車の使用期間とする。

（評価の方法）

第6条 評価の方法は、評価対象期間における評価対象自動車に関する実走行燃費を用いて、別表1に定める算定方法により評価対象事業者の偏差値（以下「平均偏差値」という。）を算出し、次条の評価区分への適合を判定することにより行うものとする。

（評価区分）

第7条 評価の区分（以下「評価区分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 平均偏差値が58.5以上 「★★★（3星）」
- (2) 平均偏差値が52.6以上58.5未満 「★★（2星）」
- (3) 平均偏差値が52.6未満 「★（1星）」

第3章 評価の手続

（評価の申請）

第8条 評価を受けようとする評価対象事業者（以下「申請者」という。）は、知事が毎年度別に定める期間において、東京都貨物輸送評価制度申請書（別記第2号様式）を、知事に提出しなければならない。

（評価等の決定及び通知）

第9条 知事は、評価を行ったときは、申請者に対し、評価区分及び評価対象期間を記載した知事が別に定める東京都貨物輸送評価制度評価証明書（以下「評価書」という。）

を交付する。

2 知事は、評価をしないことを決定した場合には、申請者に対し、知事が別に定める東京都貨物輸送評価制度評価対象外通知書によりその旨を通知する。

3 前2項の標準処理期間は、65日とする。ただし、次に掲げる期間は、標準処理期間に参入しないものとする。

(1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数

(2) 申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正又は必要な書類等の追加に要する日数

第4章 評価結果の公表及び現地調査

（評価結果の公表）

第10条 知事は、前条第1項の規定により評価書の交付を受けた者（以下「評価書受領者」という。）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）並びに評価区分及び評価対象期間を公表するものとする。

2 前項の規定による公表の手段は、次に掲げる方法とする。

(1) 東京都環境局での閲覧

(2) インターネットの利用による公表

(3) この要綱の趣旨に照らして、知事が適当と判断する団体、機関等への情報提供

3 評価書受領者は、評価書の内容について、次に掲げる方法により公表できるものとする。

(1) 事業所等における評価書の掲出

(2) 事業所、評価対象自動車等における知事が別に定める評価証票の掲出

（現地調査）

第11条 知事は、必要に応じて、申請者が行った申請の内容を確認するため、現地調査を行うことができる。

（氏名等の変更）

第12条 評価書受領者は、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）に変更が生じた場合は、別記第3号様式による東京都貨物輸送評価制度変更届により、速やかにその旨を届け出なければならない。

（評価の返納）

第13条 評価書受領者は、第9条第1項の評価を返納しようとするときは、別記第4号

様式による評価の返納に係る届出書に、評価書を添えて知事に速やかに届け出なければならない。

(評価の取消し)

第14条 知事は、次に掲げる場合には、評価の取消しを行うことができる。

- (1) 不正の手段により評価を受けた場合
- (2) 第11条の規定による確認のための現地調査を拒否した場合
- (3) この要綱の趣旨に照らして不適切な行為があった場合
- (4) 社会的な信用を損ねる行為があった場合

2 知事は、前条の規定による評価の辞退があった場合又は前項の規定による評価の取消しを行った場合において、その内容を公表するものとする。

3 第1項の規定による評価の取消しに伴い、評価書受領者に不利益が生じても東京都は一切責任を負わないものとする。

第5章 雑則

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、東京都貨物輸送評価制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

別表 1 平均偏差値算定方法

平均偏差値は、次に掲げる式により算出するものとする。	
平均偏差値	個々の自動車の実走行燃費の別表 2 の評価グループにおける偏差値の和を評価対象自動車の台数で除する。 $P = \frac{1}{N} \sum P_i$ P : 平均偏差値 N : 評価対象自動車の台数（台） P_i : 個々の自動車の実走行燃費の偏差値

別表 2 評価グループごとの平均燃費

No.	評価グループ					平均 燃費
	燃料種	車体の形状	重量区分		種別	
			車両総重量	最大積載量		
1	軽油	バン、 現金輸送車	3.5 トン以下	—	—	8.47
2			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	7.75
3					普通	6.80
4			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	5.26
5			8 トン超 16 トン以下	—	—	4.59
6			16 トン超	—	—	3.23
7		キャブオーバ	3.5 トン以下	—	—	9.52
8			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	7.58
9					普通	6.71
10			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	5.35
11			8 トン超 16 トン以下	—	—	4.27
12			16 トン超	—	—	3.09
13		冷蔵冷凍車、 保温車	3.5 トン以下	—	—	7.75
14			3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	6.99
15					普通	6.25
16			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	4.90
17			8 トン超 16 トン以下	—	—	4.41
18			16 トン超	—	—	2.99
19		塵芥車、 糞尿車、 清掃車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	5.81
20					普通	4.67
21			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	3.65
22			8 トン超 16 トン以下	—	—	3.66
23		コンテナ専用 車、 脱着装置付コ ンテナ専用車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	6.29
24					普通	5.88
25			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	4.72
26			8 トン超 16 トン以下	—	—	4.27
27			16 トン超	—	—	2.86

28	軽油	ダンプ、 粉粒体運搬車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	小型	6.41
29					普通	5.43
30			7.5 トン超 8 トン以下	—	—	4.74
31			8 トン超 16 トン以下	—	—	4.12
32			16 トン超	—	—	2.88
33		タンク車、 アスファルト 運搬車	3.5 トン超 7.5 トン以下	—	—	6.94
34			8 トン超 16 トン以下	—	—	5.46
35			16 トン超	—	—	3.55
36		コンクリート ミキサー車	7.5 トン超 8 トン以下	—	—	3.58
37			8 トン超 16 トン以下	—	—	2.64
38			16 トン超	—	—	1.83
39		トラクタ（被 けん引車は除 く。）	—	—	—	2.33
40	ガソ リン	バン	—	—	軽	9.71
41			3.5 トン以下	—	小型	7.04
42		キャブオーバ	—	—	軽	10.20
43			3.5 トン以下	—	小型、 普通	5.35
44	CNG	バン	3.5 トン超 7.5 トン以下	3 トン以下	普通	5.99
45			3.5 トン超 7.5 トン以下	3 トン超	普通	4.41
			7.5 トン超 8 トン以下	—		
46		キャブオーバ	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン以下	小型	5.32
				1.5 トン超 2 トン以下	—	
47		冷蔵冷凍車	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 3 トン以下	普通	5.38
48		塵芥車	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 2 トン以下	普通	3.75
49	LPG	バン	3.5 トン超 7.5 トン以下	2 トン以下	普通	3.73
50		キャブオーバ	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 2 トン以下	普通	3.66
51				2 トン超 3 トン以下	普通	3.38
52		塵芥車	3.5 トン超 7.5 トン以下	1.5 トン超 3 トン以下	普通	2.44

備考

- 「種別」欄の「小型」は小型自動車、「普通」は普通自動車、「軽」は軽自動車を指す。
- 平均燃費の単位は、軽油、ガソリン及びLPGにあつてはキロメートル／リットル。CNGにあつてはキロメートル／立方メートル。